公　示　日：２０２６年3月１８日（水）
調達管理番号：25a00950
国　　名：ナイジェリア国
担 当 部 署：ナイジェリア事務所
調 達 件 名：ナイジェリア国食糧安全保障推進アドバイザー業務【有償勘定技術支援】
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

（１） 担当業務　：食糧安全保障推進アドバイザー【有償勘定技術支援】
（２） 格　付　　：3 号
（３） 業務の種類：専門家業務
（４） 全体期間：２０２６年４月下旬から２０２８年２月下旬
（５） 業務人月：14.5
（６） 業務日数：準備・整理業務等 30 日、現地業務 390 日
- 第 1 次　準備業務 10 日、現地業務 79 日
- 第 2 次　準備業務 5 日、現地業務 90 日
- 第 3 次　準備業務 5 日、現地業務 90 日
- 第 4 次　準備業務 5 日、現地業務 90 日
- 第 5 次　準備業務 2 日、現地業務 41 日、整理業務 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。
現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

ナイジェリア連邦共和国（以下、ナイジェリア国）は、アフリカ域内第1位の人口（約2億3,268万人）と域内第4位のGDP（1,877億USドル）を有する（世界銀行、2024）。北部の半乾燥地域から南部の熱帯地域まで多様な気候区分に属する国土のうち約76.6%（約7,080万ha）もの広大な農業用地と肥沃な土壌、豊富な水資源から大きな農業生産ポテンシャルを持ち、農業セクターは労働人口の約 34%が従事する、ナイジェリアの主要産業の一つである。農業セクターのGDP構成比は、約21%（National Bureau of Statistics/NBS、2025）を占め、高い寄与率を維持している一方で、農産物生産の約9割は地方居住者（約1億人）の大部分を占める小規模零細農家が担っており、農業投入材の利用への財政的な制約、脆弱なインフラ、乾燥・洪水等の気象リスク、治安問題が影響し、農業生産性の低下に繋がっている。また、国内の食糧の安定供給に関しては、近年のCOVID-19及びロシアによるウクライナ侵略の影響による世界的なサプライチェーンの混乱の余波、急伸する物価、ナイラ為替の圧力により、国内の食糧価格は急激に上昇し、同国内の食糧安全保障は危機に晒されている。

ナイジェリア国政府は、国家開発計画「National Development Plan（NDP）（2021-2025）」で、2025年までに①GDP成長率平均5%を達成し、②2,100万人の雇用創出、③包摂的な成長を通じて 3,500万人を貧困から脱却させることを目指している。本目標を達成するため、開発課題の１つとして農業・食糧安全保障を挙げている。食糧安全保障の観点から、経済成長を促進するとともに国内食糧需要を満たすべく、農業生産性の向上が求められている。NDPに則り、ナイジェリア国農業食糧安全保障省（Federal Ministry of Agriculture and Food Security。以下、「FMAFS」という。）は、国家農業技術・イノベーション政策「National Agricultural Technology and Innovation Policy（NATIP）（2022-2027）」を策定し、①食糧の安定供給・価格低減による食糧と栄養へのアクセス改善と、②農業の産業振興を加速させることで新たな雇用創出・国際競争力強化を目指している。一方で、ナイジェリア国政府は2023年7月に食糧安全保障緊急事態を宣言し、NATIPの実施・対策は追い付いていない。

これらの喫緊の課題に対処するため、JICAは、「食糧安全保障緊急支援借款」を形成した。この円借款案件は、「Agro-Pocket」と呼ばれるオンラインプラットフォームを通じた農作物の生産及び流通の強化を目的とした、アフリカ開発銀行（AfDB）との協調融資（パラレル）であり、ナイジェリア国政府と合意した３つの分野（①農業セクター制度改革、②農業投入材の配布改善と質の高い普及サービス、③農業

投入材の国内生産における民間企業参入の促進）を対象にナイジェリア国政府への政策支援を行うもの。種子、農薬、肥料を農家に配布するために設計された「Agro-Pocket」は、この案件の重要なコンポーネントであるものの、「Agro-Pocket」の活用において、FMAFS 内の担当部門間の調整が不足していることに加え、連邦政府及び州政府間の技術的な認識及び経験値に差があることが判明している。また、配布された種子及び肥料につき現場の農家に対し正しく説明できていない等、現場での齟齬が生じている。

以上を踏まえ、FMAFS は案件の効果的かつインパクトを高めるための運用上の課題への支援に加え、持続可能な政策策定や、同国の食糧安全保障の改善に貢献するための戦略的な助言と技術支援を行うアドバイザーを要請した。

3. 期待される成果

本専門家に期待される成果は以下の通り。

成果１：「食糧安全保障緊急支援借款」の政策マトリックスの施策が持続的に実施される。

成果２：ナイジェリア国政府実施機関の案件形成・実施及び政策実行能力が強化される。

成果３：ナイジェリア国において JICA が実施する農業プロジェクトとの連携を強化し、食糧安全保障のための新たな案件形成を支援する。

4. 業務の内容

本業務従事者は、連邦農業食糧安全保障省連邦農業局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、実施中の「食糧安全保障緊急支援借款」（AfDB 協調融資案件）及びナイジェリア国政府が検討している農業金融ツーステップローン（TSL）及び灌漑施設整備円借款案件の主要な関係者と連携を図り、我が国や他国における類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P 及び主要なステークホルダーと共に案件実施促進及び効果的な成果発現の為の指導・助言を行う。また、ナイジェリア国において JICA が実施するもしくは実施したプロジェクトとの連携を強化し、食糧安全保障のための新たな案件形成を支援する。

1 次派遣にかかる具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026 年 4 月下旬から 2026 年 5 月下旬）

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ナイジェリア国政府作成の政策・関連報告書を参照し、ナイジェリアの食糧安全保障の現状と課題を把握する。
② JICA ナイジェリア事務所及び JICA アフリカ部と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
③ ワークプラン（和文・英文）を作成し JICA ナイジェリア事務所による確認ののち提出する。併せて、JICA アフリカ部にもデータを送付する。
④ 円借款案件を円滑に形成・実施するためには、実施機関が円借款に関する制度・手続き、留意点等を十分に理解できるよう、きめ細かな助言、指導が求められることから、円借款事業の仕組みを把握する。
⑤ 安全管理対策について、現地での活動や渡航先に応じて必要な対策を講じる（セルフディフェンス研修の受講、渡航前安全管理ブリーフィングの受講等）。

（２） 第 1 次現地業務（2026 年 6 月上旬から 2026 年 8 月下旬）

① 現地業務開始時に、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
② 農業食糧安全保障省（「食糧安全保障緊急支援借款」）、産業銀行（「農業金融 TSL」形成中）、水資源衛生省（「灌漑施設整備円借款」形成中）、協調融資を行うドナー機関、ステークホルダーから実施中及び形成中関連案件に関する情報収集、ヒアリングを行い、関連する政策及びその実施状況を整理し、助言する。[1]
③ ナイジェリア国の食糧安全保障に係る現状及び課題の情報収集及び分析を行い、助言する。[2]
④ 形成中の新規円借款案件に関連する省庁・機関・州・企業等事業関係者の中核人材を特定し、案件形成及び実施に向けた関係者の理解促進を支援する。

---

[1] 有償勘定技術支援の専門家とは、新規及び既往の有償資金協力案件の迅速化及び開発効果向上を目的として、事業実施機関等に対して専門家を派遣し、直接的な技術支援や能力強化支援、その他必要となる調査・提言等を行うもの。本事業においては、関連する業務内容の(2)②④⑥(3)④⑤を通して、C/P機関の案件形成・実施及び政策実行能力強化に必要な具体的なアクション及び手法を提案する。

[2] ナイジェリア政府による食糧安全保障の確保に向けた政策立案及び目標達成を支援し、関連する業務内容の(2)③(3)③④⑥～⑨を通して、政府の取り組みに係る提案をする。加えて、当該国の食糧安全保障危機打開に向けた戦略的なJICAの事業展開を図る為、JICAの協力方針・課題別事業戦略・案件形成等への助言をする。

⑤ 「食糧安全保障緊急支援借款」の政策マトリックスの施策が持続的に実施されるよう支援する。[3]

ア）政策マトリックスにおけるアクション完了後の施策の実施状況を包括的にモニタリング及び評価し、主要な課題を特定する。

イ）FMAFS の関連部門や州政府との定期的な調整会議の開催を促進し、課題の迅速な解決に向けてアドバイスする。

ウ）予算配分、農業投入材の選択、調達、配布スケジュールの計画、州政府への移送手配など、配布プロセス全体について、FMAFS と州政府の部門間の協力を促進する。

エ）国家農業成長スキーム（National Agricultural Growth Scheme: NAGS）職員及び主要ステークホルダー向けに、「Agro-Pocket」に対する理解向上及び効果的な配布方法等に関するワークショップ・研修を計画する。

オ）政策実施と改革の進捗状況をフォローアップするモニタリング＆エバリュエーション（M&E）のフレームワークを精査し、事業の運用・効果指標及びインパクト指標のモニタリングの実施を支援する。

カ）Agro-Pocket（オンラインプラットフォーム）の導入及び運用における仕組みを把握し、特に、農業銀行（BOA）の役割・戦略・体制等の情報収集を行い、FMAFS に対して、案件実施促進及び効果的な成果発現の為の指導・助言を行う。

⑥ 実施体制の強化等、調達・貸付実行以外の実施機関による円借款事業実施における課題を検討の上、これに応じた必要な支援を行う。

⑦ 本業務において JICA ナイジェリア事務所が契約する現地傭人に関して、現状のニーズ・課題分析を踏まえた助言、情報収集、調整、準備を行い、同事務所による契約手続きを支援する。

⑧ 現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑨ JICA ナイジェリア事務所に第 1 次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第 2 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

---

[3] AfDBとの協調融資（パラレル）案件である「食糧安全保障緊急支援借款」の実施促進及び効果的な成果発現の為に、業務内容の(2)⑤(3)②の活動を通して、現状の把握及び課題を抽出し、実施機関であるFMAFSが取るべき具体的なアクションを提案する。

（３） 2 次派遣以降に想定される担当事項は次のとおりとする。

① 第 1 次現地業務を継続的にモニタリングし、支援をする。

② NAGS 職員及び主要ステークホルダー向けに、「Agro-Pocket」に対する理解向上及び効果的な配布方法等に関するワークショップ・研修を実施し、実施後は、C/P 機関の自立性及び持続可能性を念頭に、必要なアクションを整理する。

③ 食糧安全保障に関連する JICA が実施中もしくは実施した案件を多面的にモニタリングし、事業の効果的な成果発現に向けた方策を検討・提言する。

④ ナイジェリア国政府の政策実施促進に向けて、他ドナーや政府機関との調整や JICA の新規案件形成など具体的な活動の側面支援を実施する。

⑤ 食料安全保障問題への意識向上に繋がる農業関連イベント（全国農業・食料安全保障会議（NCAFS)、世界食料デー、シード・コネクト・フェア、見本市など）へ積極的に参加し、FMAFS を支援する。

⑥ 農業関連研究機関（National Cereals Research Institute（NCRI)、National Agricultural Seeds Council（NASC)、National Animal Production Research Institute（NAPRI)、National Center for Agricultural Mechanization（NCAM)、Agriculture Research Council of Nigeria（ARCN)、Institute for Agricultural Research（IAR)など）と連携し、それら機関の組織能力・運営状況・研究活動等を評価及び課題を特定し、ナイジェリアの食料安全保障目標を達成するための改善点を指導・助言する。

⑦ 国家統計局と連携し、食料価格の追跡と食料インフレの算出に関する監視メカニズムを理解し、必要に応じて助言を行う。

⑧ 将来の円借款案件の主要分野を特定するための情報整理、マッピング、ニーズ評価、形成に向けた助言を提供する。

⑨ 食糧安全保障に関連した JICA 協力方針の検討に係る情報提供及び助言を行う。

⑩ 最終現地渡航時に、C/P 機関及び JICA ナイジェリア事務所に対して、それぞれ活動最終報告会を実施する。

※ 現地業務終了後に、当該現地業務結果報告書を JICA ナイジェリア事務所及び C/P 機関に提出し報告する。

（４）整理業務

全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	「食糧安全保障緊急支援借款」の成果発現のために必要な具体的なアクション	（2）⑤、（3）②
2	C/P 機関の案件形成・実施及び政策実行能力強化に必要な具体的なアクション及び手法	（2）②④⑥、（3）④⑤、
3	ナイジェリアの食糧安全保障の強化に向けた政府の取り組みに係る提案及び JICA 協力方針・案件形成への助言	（2）③、（3）③④・⑥～⑨

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	食糧安全保障支援に係る各種業務、円借款事業に係る各種業務
対象国及び類似地域	ナイジェリア国及び全途上国
語学の種類	英語

※農業ファイナンスや灌漑など、実施中及び形成中の各案件に特化した高度な専門性よりも、幅広く食糧安全保障に関連するバックグラウンドや円借款事業の知見を持ち、包括的に各案件を見通し、柔軟な調整・アドバイザリー能力を有する事が望ましいです。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態

ワーク・プラン	業務開始より１カ月以内、各現地業務の準備業務時	JICA ナイジェリア事務所	－	日本語	電子データ
			－	英語	電子データ
		JICA アフリカ部	－	日本語	電子データ
			－	英語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
業務進捗報告書	各現地業務の終了時	JICA ナイジェリア事務所	－	日本語 英語	電子データ
		JICA アフリカ部	－	日本語 英語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA ナイジェリア事務所	－	日本語	電子データ
		JICA アフリカ部	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「１．担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、12 月中下旬から 1 月中旬までは C/P 機関を含む政府公官庁職員の多くが休暇に入り、2027 年 1 月は大統領選挙が実施される点を考慮し、雨季若しくは乾季片方に偏らない渡航時期を提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

（２） 参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ナイジェリア国 農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査(QCBS)ファイナルレポート
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12376067.pdf

・ナイジェリア国 農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査(QCBS)ファイナルレポート 別添資料
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12376075.pdf

・アフリカ地域 サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12357745_01.pdf
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12357745_02.pdf

②「食糧安全保障緊急支援借款」（AfDB協調融資案件）に関連する、以下の資料がアフリカ開発銀行のウェブサイトで公開されています。

・Nigeria - Support to National Agricultural Growth Scheme - Agro-Pocket - Project Appraisal Report
・Nigeria - Support to National Agriculture Growth Scheme Agro-Pocket - IPR September 2023
・Nigeria - Support to National Agriculture Growth Scheme - Agro-Pocket - IPR February 2024
・Nigeria - Support to National Agriculture Growth Scheme - Agro-Pocket - IPR December 2024

③ナイジェリアの食糧安全保障に関する以下のFAO及びFood Security Clusterの資料が公開されています。

・Improving National and Household Food Security in Nigeria through Expansion of National Programme for Food Security - UTF/NIR/048/NIR
・Cadre Harmonise: Results of Food and Nutrition Insecurity (FNI) Analysis for Current Period (October to December, 2024) and Projected Period (June to August 2025) For Twenty-six (26) States and the Federal Capital Territory (FCT) of Nigeria | Food Security Cluster
・IM Products | Food Security Cluster

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年4月1日12時まで
2	評価結果の通知日	2026年4月10日まで

8. 応募条件等

（1） 参加資格のない者等：特になし
（2） 必 要 予 防 接 種：黄熱病

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（1）簡易プロポーザル提出部数：1部
（2）見 積 書 提 出 部 数：1部
（3）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
（ https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
②対象国・地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点
	（計 100 点）

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「ＸＩ. 業務実施契約（単独型)」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい)。

ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律17,000円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逓減は適用しません。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２）臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA ナイジェリア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。なお、臨時会計役への委嘱する以下業務の想定金額規模は、22,000 千円程度です。

・車両関係費
・武装警官等特殊傭人費
・セミナー等実施関連費
・旅費・交通費
・事務所関連諸費（事務所設備・備品購入費）

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３）便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：便宜供与あり（警護警官手配を含む。）
イ） 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。精算は当該専門家自身で対応願います。
ウ） 車両借上げ：あり
エ） 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
オ） 執務スペースの提供：FMAFS 内における執務スペース提供

12. 特記事項

（１）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 21%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 ヵ月以降）：契約金額の 19%を限度とする。

（２）部分払いの設定[4]

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

１）2026 年度（2027 年 2 月頃）

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。

[4] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

⑥公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上